

令和5年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和5年6月15日 午前10時10分 開会
午後 0時12分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	福原有美	書記	岸田聖士

6. 会議録署名議員 13番 西井 覚 14番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第33号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議第34号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 議第35号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議第36号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第37号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第38号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第39号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第40号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第41号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第42号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第43号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議第44号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議第45号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議第46号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議第47号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第19 報第3号 令和4年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報第4号 令和4年度葛城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第21 議第48号 葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定することについて
- 日程第22 議第49号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第50号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第51号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第52号 工事委託協定の締結について（尺土駅舎南側改修工事委託）
- 日程第26 議第53号 工事請負契約の締結について（いきいきセンター大規模改修工事）
- 日程第27 議第54号 工事請負契約の締結について（磐城認定こども園調理室等整備工事）
- 日程第28 議第55号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄中学校運動場北側擁壁改修工事）
- 日程第29 議第56号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について

開 会 午前10時10分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和5年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和5年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に市長より提出された議案は、議事日程記載の日程第3から日程第29までの27議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例改正議案等の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました3つの委員会の審査状況について、各委員長より報告願います。

まず初めに、厚生文教常任委員会の審査状況について報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました厚生文教常任委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、5月23日午前9時30分より開催し、社会体育施設の利用方法等の変更に関する事項について審査を行っております。委員会ではまず、理事者から、市内在住勤者の体育施設の予約可能日が、施設の使用日の1か月前から2か月前に変更になること、利用許可申請の際に体育施設使用者名簿の添付が必要となること、市内在住勤者など、使用料減免対象となる場合は、体育施設使用料免除申請書も提出する必要があること、さらに、社会体育施設の使用料の免除に関する内部規定の改正内容などについての報告がありました。

この報告を受け、委員からは、体育施設の利用者の半分以上が市内在住勤者の場合に使用料が免除されるとのことだが、実際の利用者数の確認は行うのかという問いがあり、体育施設の利用者名簿は、代表者の方が責任を持って確認して提出いただくものという認識であり、基本的にその内容で使用料免除の判断を行うが、可能な限り定期的に施設等の巡回をし、利用状況を確認したいと考えているという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、体育施設は、利用者の2分の1以上が市内在住勤であれば使用料が免除となるが、中央公民館などの文化施設を利用する際は、市外の人が1人でもいれば有料になるという認識である。将来的に、体育施設と文化施設を同じ運用にしていくのかという問いがあり、教育長から、當麻複合施設ができた際、生涯学習課所管の施設として使

用する部分があると思うので、今後、料金設定等を考える必要があるが、そのときに、中央公民館をはじめ、市内の文化施設の運用の仕方についても検討することを考えているという答弁がありました。

さらに、ほかの委員からは、中学校の部活動を含め、市内の団体が他市のチームを呼んで練習試合をする場合、体育施設の使用料はどうか。また、予約の時期はどう判断するのかという問いがあり、練習試合の場合は、一般の利用申請となり、利用者の全体の中で2分の1以上が市内在住在勤であれば、使用料が免除となる。また、予約の時期は、利用者全体の2分の1以上が市内在住在勤であれば、2か月前からの予約が可能である。ただ、大会であれば、大会の要綱等を申請時に確認し、2か月以上前からの申請となる場合もあるという答弁がありました。この答弁を受け、中学校の部活動、スポーツ少年団などの練習試合で体育施設を使う場合、一般の利用申請と同じように、市内在住在勤者の利用者数で、使用料免除の判断を行うのは、青少年や学校教育におけるスポーツ振興という観点から考えると疑問が残る。練習試合の際の運用については、内規変更含めて検討いただきたいという意見がありました。

他の委員からは、体育施設の利用について、分かりにくく、大会の場合は使用料等についてどうなるか分かる説明や、そもそも大会というのはこういうものが該当するといった詳細を記載した資料が必要だと思うが、どう考えているのかという問いがあり、市長から、市の公共施設は、市民に使ってもらうということが大前提であるが、スポーツ、文化での交流に関しては幅広く行う必要があり、スポーツ少年団の交流試合、練習試合も含めて、基本的には無料でもいいのではと考えている部分もある。しかし、詳細について、全てを書くことはできず、厳密に全ての行事を規定し、判断するのは難しいと考えるので、幅を持ったルールの中、教育委員会で判断し、適切に運用いただきたいと考えている。ルールの幅をどの程度にするかという部分は、教育委員会とも引き続き議論を重ねていきたいと思っているとの答弁がありました。

また、教育長から、現状では、中学校の部活動が練習試合等で施設を使うというのはほとんどなく、学校施設を使うことが大半である。ただ、今、議論になっている練習試合としてチームを幾つか呼んでやる場合、いわゆる交流試合というのをどこまで減免の対象にしていくのかということについては、この委員会での議論を踏まえると、少し調整が必要だと感じている。この部分については、内規に基づいて、私の判断で対応できる部分があるので、市民に迷惑のかからないような形で運用しようと考えているという答弁がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、閉会中に開催いたしました厚生文教常任委員会の審査状況についての報告といたします。

梨本議長 次に、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況について報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 それでは、議長のお許しを得ました

ので、閉会中に開催いたしました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況をご報告申し上げます。

本委員会については、令和5年4月25日火曜日、午前9時30分から開催し、当麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項について報告を願いました。

最初に、葛城市当麻複合施設整備基本計画（案）について、中間報告で、委員及び市民の方々から伺った意見を参考にして、追記した内容も合わせた計画の概要説明がありました。また、この計画を策定するに当たり、4月下旬から5月下旬にかけて、パブリックコメントを実施するとの報告がありました。

この報告を受け、委員からは、図書館について、児童図書エリアでは、遊びながら本を読めるようなエリアにしようという印象だが、イメージがしにくく、対象年齢は何歳なのか、また、エリア全体で遊べるようにするのかという問いがあり、児童図書エリアは未就学児を対象とし、体を動かす等の身体的に訴えかける遊びの要素と図書館が融合することで、読書を体感、発見できるような仕掛けを用意し、子どもが読書を楽しめる空間をつくらうと考えている。また、子どもの遊び場と児童図書エリアは別の空間で考えているが、児童図書エリアの中にも、閲覧で、普通に座って本を読むというだけではなく、物陰に隠れて本を読めるスペースなどの空間も含めて用意するということであるとの答弁がありました。この答弁を受けて、図書館の中で遊びながら、図書に接するということが、情操教育も含めて、子どもの本への接し方としてよいのかを他市の先進事例や、専門家に話を伺うなど、知見を広げて研究していただきたいという意見がありました。

また、別の委員からは、当初、ご年配の方にも入りやすいと感じてもらえるような、市民全体がいろんなつながりを得られるような施設を計画していると説明を受けていたと思うが、計画案を見ると、子どもだけが対象のように見えるがどういうことかという問いがあり、市長から、建築を予定しているのは、当麻庁舎、図書館、文化会館の3つの機能をメインとした複合化施設であるため、対象は市民全体であることが大前提であり、いろんな世代が集える施設を目指している。公共施設の持つ意味、機能は、社会状況やライフスタイル等によって変化し、どのような機能が将来的に必要で、逆に不要であるかということも含めて、複合化を考えないといけない。指摘のあった、ご年配の方が憩えるスペースについても検討していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員からは、当麻庁舎跡地について、どのように考えているのかという問いがあり、市長から、当麻庁舎と当麻図書館の跡地は有効な活用ができる幅広いスペースとして確保することができ、公共利用ではなく民間活用を考えている。それにはまず、民間企業からの提案をいただく必要があるので、近々提案募集の検討作業に着手する予定であるとの答弁がありました。

また、別の委員からの施設の指定管理や直営についてどのように考えているのかという問いに対しては、直営と指定管理のメリット、デメリットだけでなく、全館委託にするか、一部委託にするかなども含めて検討し、総合的に比較し、判断していきたいとの答弁がありました。

次に、理事者から、庁舎機能の一時移転及び複合化の方針と、葛城市商工会支所の建物について報告がありました。庁舎機能の一時移転及び複合化の方針については、本委員会のこれまでの議論を踏まえ、おおむね賛同いただき、検討が進められたと認識している。また、庁舎機能の一時移転については、総合窓口課の発足後に課題が発生した場合には、今般の検討段階で見直すことも想定していたが、窓口サービスについては、現在のところ問題なく運営ができています。この状況を踏まえ、現在の当麻庁舎の機能は複合化施設へ移転する計画をしており、この移転をもって一時移転は完了するものと考えているとの報告がありました。

この報告を受け、施設の複合化について、賛同するかどうか各委員に確認したところ、個人の考えとしては、反対するとの意見もありましたが、委員会全体として、令和4年3月11日の当特別委員会で、おおむね複合化の方向で決まっていることを改めて確認いたしました。

また、葛城市商工会支所の建物について、理事者からは、これまでに、旧当麻庁舎周辺エリアの再配置を検討した際、複合化周辺の整備エリアに含めて検討できないかという質問があったが、建物が建っている土地は、市の普通財産となっているが、建物については、葛城市商工会の所有となっている。市は商工会に対して、土地の貸付けを行っている状況である。この建物の使用状況は、会員の就職支援事業や確定申告の相談会場として使用されており、建物の管理についても商工会で行われていることから、今般の検討エリアには含めない形で計画を進めているとの報告がありました。

この報告を受け、委員からは、計画の中に倉庫を確保するとの記載があるので、倉庫を建てるのであれば、葛城市商工会とも調整し、葛城市商工会支所の建物もエリアに含めて検討したほうがよいのではないかといった意見や、この建物は、当時当麻町商工会で会員から寄附を集めて建てたという経緯があるので、寄附してくださった会員の気持ちも含めて、行政と商工会で慎重に話をしてもらい、進めてもらいたいという意見がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、意見、要望が出されておりますことを付け加えまして、本委員会の審査状況についての報告といたします。

梨本議長 次に、県域水道一体化調査特別委員会の審査状況について報告願います。

14番、藤井本浩議員。

藤井本県域水道一体化調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況をご報告申し上げます。

本委員会は、5月2日午後1時30分から開催し、令和4年12月16日に開催しました本委員会において、市長が、県域水道一体化には参加せず、市の単独経営を選択されましたので、その理由について、説明を求めました。

葛城市の水道事業は、当初より取水地域の協力を得た結果、奈良県内で一番安価な水道料金で提供できている。県域水道一体化に参加すると、市内の3つの浄水場が廃止され、貴重な水源も水道水として使われなくなる。葛城市の文化ともいえる自己水源を残したいという思い、従来どおり身近な場所からきめ細やかな住民サービスを継続していきたいという思い、市に水道事業の経営権が残り、市で水道料金も含めて決定することができることにより、葛城市独自のまちづくりに活かしていきたいという思い、一体化に参加せず単独経営を継続し

た場合でも、経営を続けられる可能性があることなどの思いからこの判断に至った。単独経営を継続することは簡単ではなく、浄水場などの整備に多額の費用がかかることから、将来的に市民の皆様は料金の値上げをお願いせざるを得ない状況にもなる。将来にわたって、企業団に参加した場合に比べ、安価な水道料金が約束されているとは限らないが、企業努力によって低料金にできる可能性がある。葛城市は、どちらの選択肢も可能な唯一の自治体なので、それならば単独経営を継続することにチャレンジしたいと考えたと説明がありました。

また、単独経営を継続するに当たり、3つの検討点が挙げられ、まず1つ目は、安心・安全のための老朽化対策などとして、管路の更新や浄水場の建替え、また、水質安定のための施設整備の必要性、2つ目が、料金値上げの緩和として、自己水源の更なる確保や、浄水場の建替え時期の在り方の検討、3つ目が、技術者不足の解消として、将来を見据えた職員の確保の必要性について、説明がございました。また、これらの3つの検討点を踏まえた新しい水道ビジョンの改定業務についても説明がありました。

この説明を受け、委員から、将来的な課題であることから、改定される水道ビジョンの内容に対する質問が多く出されました。特に今後の給水人口について、災害対応、協力体制について、浄水場の耐震診断の実施時期について、浄水場の改修や管路更新の費用、実施時期、また、実施期間について、将来の水道料金についてなど、将来の課題について質問がなされました。

さらに、昨年度実施されました水道事業認可変更に係る貯水池等の水量調査の結果に基づき、水道事業の認可変更申請の内容についての説明がありました。

最後に、今回の委員会で、本特別委員会として調査を終了し、6月定例会中に最終の報告書を確認する委員会を開催した後、本会議で最終報告をして、本委員会を閉じることといたしました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加え、県域水道一体化調査特別委員会の報告といたします。

以上です。

梨本議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております2件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第2回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を

申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告案件が3件、議決案件が24件、合わせて27件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

梨本議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、西井覚議員、14番、藤井本浩議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、令和5年第2回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る6月5日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果につきましてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第33号につきましては、監査委員の人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第34号から日程第17、議第47号までの14議案につきましては、農業委員会委員の人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第18、報第2号につきましては報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第19、報第3号及び日程第20、報第4号の2件につきましても報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、こちらにつきましても法の規定により質疑のみといたします。

次に、日程第21、議第48号から日程第24、議第51号の条例の制定及び条例の一部改正4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第48号、議第49号を、厚生文教常任委員会には議第50号、議第51号をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第25、議第52号から日程第28、議第55号までの契約関係の4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第52号は総務建設常任委員会に、議第53号、議第54号、議第55号は厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

最後に、日程第29、議第56号、令和5年度一般会計補正予算1議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたしま

す。なお、委員会の定数は8名としますので、各常任委員会からそれぞれ4名ずつ委員の選出を願います。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日6月15日から6月29日までの15日間といたします。16日午前10時より本会議、一般質問を行います。19日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。21日午前9時30分より総務建設常任委員会を開催いたします。22日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願い申し上げます。23日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願い申し上げます。27日と28日は予備日といたします。29日午前10時より本会議を再開し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告を願います。その後、各委員会に付託をされた議案につきまして、各委員長より審査結果について報告を願ひ、質疑、討論の後、採決を行います。会議日程及び会期につきましては以上でございます。

次に、今回提出をされました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております2件でございます。所管においてご協議を願います。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めまして1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

梨本議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日15日から29日までの15日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日15日から29日までの15日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第33号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第33号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現監査委員の宅康次氏の任期が本年6月30日までとなっておりますが、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者として、引き続き宅康次氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、議第34号から日程第17、議第47号までの葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての14議案を一括議題といたします。

なお、本14議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本14議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第34号から議第47号までの14議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了となることから、新たに9名、引き続き5名の方々を農業委員会委員として任命しようとするものでございます。前回の任命同意の際は、農業委員会の認定農業者過半数要件の例外規定適用につき、同意をいただいた後に、前述の任命同意案件を提案いたしておりましたが、令和4年4月1日の農業委員会等に関する法律施行規則改正に伴い、認定農業者過半数要件に関する議会同意規定が廃止されたため、今回から委員任命に関する同意のみを議案として提案させていただいております。

なお、今回の委員候補者におきましては、14名のうち4名が認定農業者であり、委員の4

分の1以上は認定農業者であることから、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定は満たしております。

最初に、議第34号につきましては、新たに岩本和夫氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第35号につきましては、新たに中谷博一氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第36号につきましては、新たに藏田仁氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第37号につきましては、新たに神谷守亮氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第38号につきましては、新たに上村恵一氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第39号につきましては、新たに山本美津男氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第40号につきましては、新たに菊江博友氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第41号につきましては、新たに吉村孝芳氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第42号につきましては、新たに山下博史氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第43号につきましては、引き続き吉田恒弘氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第44号につきましては、引き続き枚岡秀樹氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第45号につきましては、引き続き岡本美穂氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第46号につきましては、引き続き河合忠尚氏を任命いたしたく提案するものでございます。

最後に、議第47号につきましては、引き続き吉川弘孝氏を任命いたしたく提案するものでございます。

以上、14名の方々につきましては、人格、農業に関する識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入りますが、本14議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 議会のほうに同意を求められている案件で、非常に任命する側も、任命を受けていただく方についても、大変であったであろう、ご苦労さまでしたという気持ちの中で、ここに至った経緯について、経緯と言うていいんか、任命に至ったところについて、確認だけしておきたいというふうに思います。農業委員会委員については、古い昔というても最近まで、2015年までは公職選挙法に基づきやっていたと。2016年からそれが廃止されて、選任に関する規程というもののの中で選任されているわけですが、その選任するやり方として、個人推薦、それと団体推薦、もう一つは募集に係ってのいわゆる応募と、この3つの方法があるかと思います。今回、こう上がっているわけで、新規と継続ということについて、今、市長から説明はございましたけども、個人推薦、団体の推薦、また、応募されたと。この中も、これについても確認だけしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの藤井本議員のご質問にお答えさせていただきます。今回の任命につきましては、団体推薦が13名、個人推薦が1名、自己推薦による応募はございませんでした。

以上でございます。

梨本議長 14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 よく分かりました。冒頭に申し上げたように、非常にご苦労をかけてるだろうし、これからのご苦労をかけるだろうというふうに思います。今ので、流れというものがよく分かりました。ありがとうございました。

梨本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10、議第40号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第40号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11、議第41号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第41号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第12、議第42号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第42号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13、議第43号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第43号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14、議第44号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第44号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15、議第45号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第45号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第16、議第46号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第46号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17、議第47号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第47号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

た。

次に、日程第18、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

東副市長。

東 副市長 それでは、令和4年度の葛城市土地開発公社の経営状況につきまして、お手元に配付をいたしております令和4年度葛城市土地開発公社経営状況報告書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、令和4年度葛城市土地開発公社経営状況報告書の2ページをご覧ください。令和4年度の事業収支でございますが、収益的収支といたしまして、収益的収入が10万5,918円、収益的支出が6,208万2,152円でございます。また、資本的収支といたしまして、資本的収入が0円、資本的支出が1億1,040万1,250円となっております。

続きまして、令和4年度中の取得事業と売却事業でございますが、取得事業、売却事業はともにございませんでした。

続きまして、3ページ目の令和4年度貸借対照表をご覧ください。

まず最初に、資産の部でございますが、令和4年度末における流動資産の現金及び預金は、1,684万8,431円でございます。内容といたしましては、普通預金といたしまして、1,184万8,431円と、資本金であります基本財産の定期預金が500万円でございます。また、代行用地といたしまして、2億564万339円で、総面積は1万7,312.02平方メートルでございます。資産の合計は2億2,248万8,770円でございます。

続きまして、負債の部でございます。流動負債の未払金が324万9,450円、固定負債の借入金が1億5,750万円、合計で1億6,074万9,450円が負債合計額でございます。なお、借入金につきましては、葛城市水道事業からの借入れによるものでございます。

続きまして、資本の部でございますが、先ほど説明させていただきました、定期預金となっております資本金が500万円、前期繰越準備金が1億1,871万5,554円で、令和4年度の当期純損失であります6,197万6,234円を減額いたしました6,173万9,320円が、資本合計額でございます。

続きまして、4ページ目の令和4年度の損益計算書をご覧ください。先ほどご説明をさせていただきましたが、令和4年度は取得事業及び売却事業はございませんでしたので、事業収益、事業原価はございません。一般管理費といたしましては、固定資産税等で2万5,360円の事業損失、また、駐車場貸付代等による事業外収益が10万5,918円で、経常利益は8万558円でございます。しかし、廃棄物撤去等請求控訴事件訴訟に伴います損害賠償額及び裁判経費等により、特別損失といたしまして6,205万6,792円ございますので、令和4年度の当期純損失につきましては、6,197万6,234円でございます。

続きまして、5ページ目の令和4年度キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。事業活動によりますキャッシュ・フローでは、事業外収益による10万4,380円が増加いたしました、用地取得事業としての支払額42万6,610円と、その他の業務支出で、6,205万6,792円が減少

し、合計といたしましては、受取利息1,538円を加えまして、6,237万7,484円の減少となっております。投資活動によりますキャッシュ・フローはございませんので、1枚めくっていただきまして次の6ページをご覧ください。財務活動によりますキャッシュ・フローについては、借入金償還金として1億1,000万円の支出がございました。その結果、令和4年度のキャッシュ・フローといたしまして、期首残高の1億8,922万5,915円から、1億7,237万7,484円を減少し、年度末におけます現金及び預金は1,684万8,431円となっております。

続きまして、7ページの令和4年度の財産目録につきましては、先ほど3ページ目の貸借対照表でもご説明させていただきましたので、割愛をさせていただき、次の8ページの収支決算書をご覧ください。令和4年度の収益的収入及び支出でございます。収益的収入でございますが、受取利息1,538円、雑収益として10万4,380円、合計で10万5,918円の収入となっております。次に、収益的支出でございますが、一般管理費2万5,360円、その他特別損失で6,205万6,792円、合計で6,208万2,152円の支出となっております。

続きまして、9ページ目をご覧ください。令和4年度の資本的収入及び支出でございます。資本的収支でございますが、令和4年度の収入はございませんでした。

次に、資本的支出でございますが、公有地取得事業費といたしまして、支払利息40万1,250円、借入金償還金といたしまして、1億1,000万円、合計で1億1,040万1,250円の支出となっております。

次に、10ページ目の会計決算意見書をご覧ください。令和4年度の決算につきましては、去る5月16日に、土地開発公社の監事であります吉村総務建設常任委員会委員長と吉井会計管理者に監査を行っていただきました結果、関係諸帳簿等、いずれも適正であることをお認めいただきましたことをご報告を申し上げます。

以上で、令和4年度におけます葛城市土地開発公社の経営状況報告についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 それでは、3点ほど質問いたします。

まず1点目ですけれども、特別損失が今期発生しております。ページ数でいうと4ページ、損益計算書のほうで、ちょっと質問しますが、5、特別損失、(1)その他の特別損失ということで、6,200万円余り損失が発生しております。先ほどの説明では、損害賠償金及び訴訟費用ということでございましたが、この内訳、損害賠償金及び訴訟で使った弁護士費用等あると思いますけれども、その内訳、それについてお伺いをいたします。これが1つ目です。

それから2つ目ですけれども、この特別損失におきましては、長年、議会でも、道の駅かつらぎ建設事業において様々な裁判が行われた、その中の1つの裁判として、土地開発公社に対して代替地として提供された土地から産業廃棄物が出たということで、訴訟があつて、その結果敗訴して、代替地の土地代金を上限とする損害賠償金の支払いが命じられたということは、よく議会でも報告を受けて知っているところであります。このことについて、この

費用の中に入っているわけですが、まずお聞きしたいのは、土地開発公社が、代替地のある地権者から求めた上で買い求めて、さらに、その買った土地を、移転補償相手先の方に代替地をまた売ったと、これは補償金と相殺するわけですが、そういう契約をやっているわけです。訴訟においては、土地開発公社と建物移転補償の相手先との間の契約書の中には、代替地については瑕疵のない状態で提供するという条項が入っていましたから、私はもう裁判は負けると思っていました。実際負けたわけです。土地代金と同額の損害賠償金を支払うことになったわけですが、では、葛城市が元の地権者から土地を買い求めているわけですから、そこにも売買契約が結ばれているわけであります。その土地の所有者に対して、葛城市土地開発公社は、その損害賠償に当たるものを契約に基づいて求められたのか、あるいは求められる意思があるのか、このことについて、2点目、お伺いいたします。

3点目です。弁護士費用の中には成功報酬が含まれているというふうにお聞きしておりますが、この成功報酬の考え方がどういうものだったのか、どういうことで、この成功報酬が、それだけの金額支払われているのか。以上3点、ちょっとお聞きしたいと思います。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。よろしくお願いします。

谷原議員のただいまのご質問の1点目です。まず、特別損失の内訳でございます。6,205万6,792円の内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず、訴訟で、裁判所で確定いたしました損害賠償金といたしまして4,077万7,000円、それとそれに伴います法定利息といたしまして、609万9,792円、さらに、弁護士報酬額といたしまして、1,518万円となっております。

次に、2番目の質問になります。葛城市の土地開発公社が契約に基づいて取得した土地の元の所有者に対してのご質問なんですけれども、このことにつきましては、請求する、あるいはしないにつきましては、土地開発公社の理事会の中での議論になると考えております。この場での答弁は差し控えさせていただきたいと考えております。

最後に3つ目のご質問でございます。弁護士報酬の考え方ということで、先ほどの1,518万円なんですけれども、まず、相手方の損害賠償請求額が3億4,938万4,059円から、今回の損害賠償金の確定額4,077万7,000円を引いた3億860万7,059円を基準額といたしまして、この基準額に弁護士報酬の規定、弁護士事務所との契約に基づきまして支払いされております。

なお、支払いにつきましては、交渉の結果、30%引いた金額ということで支払った金額が今回の弁護士報酬額となっております。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。特別損失の中には損害賠償金4,077万7,000円、それから法定利息、利息がかかる分、それから、あと弁護士費用、報酬等が支払われているということであります。1つはこの弁護士費用の考え方ですが、成功報酬ということで取られているわけですが、損害賠償金は大体、土地の上限額、それ以上支払うことはないわけです、

損害賠償としては、4,077万7,000円で買った土地が、瑕疵があったと。それ以上のものはないというところになるという判決だと思んですけども、でも相手方が3億円を超える訴訟費用をつり上げた。それから見ると確かに3億円以上減額になった、これが成功だということで弁護士の方に成功報酬を支払われているわけですけども、これについては契約だというふうにおっしゃいました。だから交渉の範囲で30%減額してもらったということでありまして、私、どうもこれが納得いなくて、弁護士費用の在り方、これについては、前、私もちょっと申し上げたことがあるんですけど、他の弁護士の方に、あるいはほかの弁護士事務所に、この契約の在り方等について、言ってみればアドバイスを求められることをしたんでしょうか。医療の世界でも、納得できなかつたら、第三者の医師なんか医療機関に聞くということが今、当たり前になっております。専門的な分野において、葛城市がそれだけの知見を持ってなく、相手方弁護士のほうが圧倒的に優位な、法的には持っておられるわけですから、そのときの契約に当たって、私はこれについてこういうことをされたのかどうか、私はこの成功報酬の在り方については、非常に、どうも納得いかないところがあって、今後のこともありますので、そういうことされたのかどうかということをお聞きします。

それから、先ほどありました損害賠償金を葛城市土地開発公社は払うことになりましたが、しかし、元の地権者に対してどうするかということについては、理事会で検討すると。この場でお話しするのは差し支えるということでありました。このことについて質問をしたいんですが、責任の所在をどう考えておられるかということをお聞きします。というのは、瑕疵のある状態の土地を提供しないという契約を一方で結んでおきながら、瑕疵のある土地を提供した責任、これ、当時の土地開発公社の理事長に責任があると私は思いますよ。実際相手方の方はボーリングした上で、そのボーリング費用も葛城市が出していますけども、事前になぜボーリングしなかったのか、あるいは事前になぜそういう契約があるわけやからもっと慎重に、土地の調査をしなかったのか、代替地の。せずつて後から出てきました。しかし、その当時の理事長はどういう責任があるんですか。これ、特別損益でぽんと出しているんですよ、6,000万円近くね。これ、他人の金ですか、違うでしょう。土地開発公社理事長の責任において事業を行って、結果として出金することになったわけですから、これについてどう責任を考えておられるのか、あるいは私は地元の地権者の方に請求するのは難しいと思いますよ、実際に。本当に難しいと思いますよ。でも少なくともこういうことについて説明なりして、それなりに協力を求めることってできるでしょうし、それは、今の土地開発公社に責任があるんじゃないですか。そういう契約を結んでいるんだから。契約を履行しないんですか。契約を履行しない、つまり、相手方の地権者と土地開発公社の間で土地を買っているわけですから、契約があるわけですから、その契約にはそういう条項はあると思いますよ。だけど、葛城市は一方では損害賠償金払いながら、元の地権者に対しては損害賠償金等を契約に基づいて請求しないのであれば、それはそれとして今の土地開発公社の判断ですから、この6,000万円何がお金に対する責任をどう考えておられるのか。これについて、ここではお答えできないのかもわかりません、理事会でというお話ですから。でも、考え方としてどうなのかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの1つ目の質問、まず弁護士報酬の費用についての第三者に何っているのかというご質問ですけども、当然支払う際に、このようなお考えがあって、第三者の他の弁護士との比較という点で、考え方を調べております。弁護士報酬規定というのはそもそも、各弁護士でそれぞれ事務所で異なるものと現在はなっておりますが、もともとは1つであったと聞いております。そのような中で現在、契約しておる法律事務所との契約規定に基づいて支払われている額で、何ら問題のない支払いであると考えております。

それと、2つ目の質問なんですけども、ちょっと難しい答弁になるんですけど、この件につきましても、これまでの複雑な事実関係、例えば市と土地開発公社の関係や、手続上の問題になると、これまで起こった様々なことを整理していく必要があるとまず考えております。土地開発公社の理事会の中で議論していくべきであると考えております。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 意見として申し上げておきます。弁護士のことについては、これは契約ですから、今回、私は、いい、言うんか、痛い勉強したなど、葛城市は。いろんな訴訟でもスラップ訴訟とか、訴訟費用をつり上げるとかいろんな問題が世間でも起きております。契約ですから、契約した以上はそれに基づいて執行されているから問題ないと思いますけれども、弁護士事務所によって、先ほどあったように、やっぱり費用も異なってきました。そういうことについても、やはり市民の負担を減らすという点からも、やはりこの問題については、今後しっかりと教訓を酌み出していきたいと思っております。訴訟になったのは相手方が訴えることですから、これはもうやむを得ないことなので、いかに行政として負担を減らしていくかという点で、弁護士費用の問題、研究していただきたいと思っております。

それからもう一つの問題です。これは、整理をするというふうにおっしゃいました。私は土地開発公社による土地取得の在り方については、全国的に様々な問題が多く、解散しているところも出てきております。国の会計検査院も、この土地開発公社を使った事業の在り方についていろいろ指摘もしております。結局これは、議会の質疑とか議決が及ばない範囲で行われるので、責任の在り方も問うことも非常に難しいということがあろうかと思っております。そのためにいろんなことが起きているという事例もありますので、土地開発公社を使った土地取得の在り方については、ぜひ今後考えていただきたいと。その中でとりわけ、契約の在り方、代替地の契約の在り方で今回こういうことが起きました。本来は三者契約の中で、葛城市土地開発公社が介在しても、地権者が、代替地を求める相手方に土地を渡すと。3者で契約をするわけですから、土地に何か瑕疵があったら、元の地権者のところに行くもんなんですよ。ところが今回の契約については、一旦土地開発公社が買い上げて、買い上げたものを代替地を求めている、移転補償を求める相手方に売っているわけですから、だから、土地開発公社の責任が重たいんですよね。何かあったときは土地開発公社に責任が来ると。実際そうなったわけです。でもこんな土地の取得の仕方をやっていたら、これは本当に大変なの

で、今回の契約はこういう契約で、私は本来の代替地を求めるときの契約の在り方とはちょっと違う契約だったからこういうことが起きたのかなとも思いますけれども、だけど、今後、土地開発公社は引き続き、まだまだ葛城市の事業があつて、ほかの事業でも土地買収等携わっていくことがあろうかと思いますが、二度とこうしたことが起きないように、やっていたきたいと。そういう意味では責任をきちっと取っていただきたい。6,000万円何がしかのお金を特別損失で出した。その責任は土地開発公社の理事会がしっかり取るべきだと、何らかの形でね。そうしないで出したまま、責任も問われないまま特別損失を出していると。これは私はあつてはならんと考えますので、ぜひ理事会等でしっかりと整理していただいて、議論していただきたいと思います。

以上です。

梨本議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番、西川善浩議員。

西川議員 私のほうもちょっと質問させていただきたいと思いますが、今、共産党の谷原議員のほうから、地権者の地元の方に、土地開発公社のほうから、また損害賠償なりを請求するよというようにことを提言をされておるんですけど、検討するとおっしゃって。

(「そんなんしてないよ。難しいでしょうと言った」の声あり)

西川議員 難しいでしょうとおっしゃっているのに、そうやって地権者の方に、地元の方にどうするんですかということをおっしゃっていたと思うんですけど、そういうことじゃないですか。

(「してないですよ。土地開発公社の責任を問うと言った」の声あり)

西川議員 そうですか。いや、ちょっと僕は勘違いをしてたんですけど、ほんならそれはもういいんですけど、ちょっと僕は勘違いしました、それは。

今、いろいろと道路の関係で用地取得して、残ってきている部分があると思うんですけど、これというのはもう将来的にどういうふうに解決していく、本来だったら道路、その部分に係る部分だけを用地取得するということが原則だとは思いますが、ただ、いろいろ事情もあつたと思う、県道の話も、なかなか地権者の方からやっぱりここを譲ってもらわれへんとかいろいろあつたとは思いますが、これ、ずっと塩漬けになつたまま、どういうふうにして解決していくような算段というのが、多分めっちゃめっちゃ高くなってきていると思うんですよ、いうたら利子もついて。その辺ちょっと、どういうふうと考えてはるかというのだけ、教えていただけたらなと思います。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

ただいまの西川議員のご質問ですが、土地開発公社がそもそも設立された目的は、土地が高騰しておつた時期に、土地開発公社が土地を先行取得するという事で、事業を進めるのに役立っていた時期がございましたが、現在は土地のほうも下がり続けておりまして、土地開発公社としてのある程度の目的も終わっている部分もあるかもしれませんが、現在まだ土地開発公社で所有している土地で、国鉄・坊城線などで動いている事業もありますので、そのような事業がある程度めどがついた時点で、今、おっしゃっているような部分の土地に

についての議論、当然理事会の中ではさせていただいているんですけども、方向性を出していくことになるかと考えております。

以上です。

梨本議長 西川議員。

西川議員 国鉄・坊城線とかは今、動いているからいいんですけども、こういう県道寺口北花内線とか、南花内、これのところは多分、今、駐車場で貸してはるところかなと思うんですけど、そういう活用を、やっぱりしっかり考えていかんと、ずっとこのまま残っていくのもどうかかなと思うので、その辺もしっかり、先ほど、土地開発公社の解散の話もいろいろあると、こういうことをきっちり整理していかんとなかなか厳しいのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

梨本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第19、報第3号、令和4年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第20、報第4号、令和4年度葛城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第3号及び報第4号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第3号、令和4年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告につきましては、令和4年度に設定いたしました繰越明許費で、老人福祉事業をはじめ、全14事業、総額で9億1,256万2,000円を令和5年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

次に、報第4号、令和4年度葛城市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

本報告につきましては、令和4年度水道事業会計の建設改良費のうち、南藤井内池取水塔改修工事をはじめ、全4事業について総額で6,591万7,500円を令和5年度へ繰越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入りますが、本件については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第21、議第48号から日程第24、議第51号までの条例の制定及び条例の一部改正4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第48号から議第51号の4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第48号、葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、葛城市の更なる企業誘致を推進するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、市内において対象施設を設置する企業に固定資産税の免除を行う特例に関して必要な事項を定める条例を制定するものでございます。施工期日は公布の日でございます。

次に、議第49号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令改正に伴い、軽自動車税において新たに定義されました特定小型原動機付自転車に関する規定の整備のほか、固定資産税では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設に伴う規定の整備など、所要の改正を行うものでございます。施工期日は本年7月1日でございます。なお、固定資産税に係る改正規定につきましては、公布の日から施行となります。

次に、議第50号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、令和5年4月1日に内閣府の外局として、こども家庭庁が設置され、これまで厚生労働省の所管であった上位法令の所管替えが行われたことに伴い、条例の文言整理を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第51号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における減免措置について、令和4年度以前の年度分の保険料であって、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間の納付期限が定められているものについても対象とするため、改正を行うものでございます。公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第48号、議第49号については総務建設常任委員会に、議第50号、議第51号については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第25、議第52号から日程第28、議第55号までの契約関係4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第52号から議第55号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第52号、工事委託協定の締結についてでございます。

本案につきましては、尺土駅舎南側改修工事委託につきまして、近畿日本鉄道株式会社と協定金額3億3,233万1,500円で、工事委託協定を締結しようとするものでございます。

次に、議第53号、工事請負契約の締結についてでございます。

本案につきましては、いきいきセンターの大規模改修工事をしようとするものでございます。本年5月17日に一般競争入札を実施した結果、5者が応札し、藤本建設株式会社が落札しましたので、契約金額4億5,636万300円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第54号、工事請負契約の締結についてでございます。

本案につきましては、磐城認定こども園調理室等整備工事をしようとするものでございます。本年5月25日に一般競争入札を実施した結果、7者が応札し、株式会社上田工務店が落札しましたので、契約金額1億7,699万9,900円で請負契約を締結しようとするものでございます。

最後に、議第55号、工事請負契約の締結についてでございます。

本案につきましては、葛城市立新庄中学校運動場北側擁壁の老朽化した箇所の改修工事をしようとするものでございます。本年5月17日に一般競争入札を実施した結果、3者が応札し、株式会社関鉄が落札しましたので、契約金額1億6,721万7,600円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第52号議案については総務建設常任委員会に、議第53号、議第54号、議第55号議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第29、議第56号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第56号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議

決について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,566万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億3,563万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、国庫補助金の精算に伴う返還金、新規就農者に対する支援事業補助金、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業費等を追加するものでございます。また、第2条では、地方債の補正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第56号議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡いたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 0時10分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、川村優子議員、同じく副委員長、杉本訓規議員。以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、16日、19日、29日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、21日午前9時30分から総務建設常任委員会、22日午前9時30分から厚生文教常任委員会、23日午前9時30分から予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時12分